

第2回 医療的ケア児童生徒通学支援研究会議概要

日 時：平成27年12月22日（火）14:00-15:30

場 所：滋賀県庁北新館5-D会議室

出席委員：青木委員、木下委員、古株委員、多久島委員、中島委員、巽委員
前田委員、村井委員、安藤委員、市川委員、

欠席委員：口分田委員、神辺委員

事務局：（障害福祉課）清水主幹
（学校支援課）浅見管理監、武田主幹、左谷主査

議題

- (1) 第1回研究会議後の経過について
- (2) 実証研究事業の進捗状況について

《議題(1)について、事務局より説明》

(座長)

資料4問4の「条件により可能な場合、可能にするための条件は何ですか？」という回答、「外部より看護師等の派遣があれば可能」が、33件ということか。

(事務局)

そうである。

(座長)

問1「条件により可能」が21件であるのに、問4「外部より看護師等の派遣があれば可能」が33件になる意味がわからないが。

(事務局)

問1で不可能としていても、問4で回答されていたりするので、数字が微妙に違っている。

(座長)

「条件により可能」としたところだけでなく、「不可能である」としたところも問4の回答にあがっているということか。

(事務局)

そのような場合もあるので、数字が合わない部分もあると思う。

《議題(2)について、事務局より説明》

(座長)

事業委託は直接県がされるのか。

(事務局)

県が直接訪問看護ステーションにお願いするということになっている。そこから移動の部分の事業所をお願いし、看護師に乗ってもらう形になっている。

(座長)

対象者は、前年度の事業と発展させていくというあたりでどの辺が違うのか。地域的には似た地域だが、今年度はどういう違いを出して事業計画をしているのか。

(事務局)

対象者は現在、全体で3名になっている。昨年度は守山市に委託をさせていただき、市から再委託という形であった。そのような枠組みが違うということがあり、これまで手続等を進めていく中で、いろいろ課題があったので、これから進めていく中でそういったところは整理していきたいと考えている。

(委員)

今回、県障害福祉課から市町障害福祉主管課長会議等の中で話があり、今回の経緯は存じている。契約先を変えられる、実証研究という形でより多くの実証を積まないといけない、ということを知りされ、事業への協力を受ける方向で今進めている。近江八幡市版の実証研究のスキームは、今言われたとおり、今年度のやり方にそって、県が実施主体として、訪問看護ステーションに委託契約し、そこで確保した看護師が送迎時に車両に乗り、必要な医療的ケアを医師の指示のもと受けてもらう。緊急的な支援については、医療機関と連携をとりながら、保険対応等を含めて、安全配慮を考えるということ。対象者については、教育委員会から学校を通じて保護者対応しているので、現に市には福祉の移動支援サービスを使う申請はいただいている。去年、守山市は移動支援の要綱を変えずに実証研究ということで期間限定でされた。障害福祉サービスは、大きくふたつあり、移動支援は地域生活支援事業という裁量的経費で、いろんな形態が取れるが、地域の実情に応じて組み立てられ、直接または委託、または補助という形態でやっていて、近江八幡市は委託という契約でやっている。したがって市がその地域の実情に応じて、社会資源や当事者のニーズに応じ、目的はあくまでも移動支援は、社会参加であったり余暇支援である。保護者支援が前面に出ている制度ではなく、なおかつ医療的ケアに言及している制度ではないので、一定そこを整備することが必要なので、今回市としては、移動支援事業の要綱を変えずに、実証研究事業実施要綱という形で実証していきたいと思っている。従って、従来どおりの移動支援事業所で、やってもらう守備範囲は一緒に、申請はもらっている、あとは契約どおり支給決定を打ち、それによって保護者に応分の自己負担も生じるというフレームの中でやっていくということをお示ししているところである。

(座長)

市の地域生活支援事業の中に移動支援はあるが、通学保障は基本的に入っていない。そのために別の実施要綱をつくるということになるのか。

(委員)

そうである。移動支援事業は社会参加とか余暇支援というのが本来の目的で、どうしてもやむを得ない場合というのは、一時的に保護者が急病とか、入院して治療を受けるとか、どうしても支援に困るという場合に、市の要綱ではケース会議をやって、提供される社会資源として、移動支援事業所があり、なおかつ保護者の了解、各関係者の合意もあった上で、プランに落とし込んで現実にはできる状況になったら、期間限定で支給決定する。あくまでも緊急一時的な対応なので、数年通じたレスパイトの目的ではないので、そのままでは使えない。今回は近江八幡市医療的ケア児童生徒通学支援実証研究事業実施要綱ということで、県の実証研究に市が参画し、教育的事業の実施に関して必要な事項を定めるという要綱を作って、その内容として車両の提供、それか

ら関係者会議への参画など、移動支援事業所の協力を得て実施する。先に申し上げた本来の移動支援事業以外のことについては、例外適用を並べているので、それは提供することができるということになっている。

(委員)

今回委託を受けることになったが、訪問看護ステーションとして受けるのは、利用者の医療的ケアに関して、ステーションが委託を受けてやっていくと理解していた。車両に関しては、たまたま福祉有償運送をやっているヘルプステーションを併設していたので、それを活用することになった。移動支援はどうされるのかわからないが、訪問看護師が利用者と一緒に乗ることに関して、交通事故の保障はどうしたらいいのか、というのは、移動支援事業は基本乗るのは本人だけ。その方の賠償ということになるが、そこに第三者が乗ることに対して、それはどこがどういうふうに出すのかわからなかった。訪問看護ステーションと福祉有償運送事業所なり、移動支援事業所と、両方に委託されると理解していた。だが訪問看護ステーションだけが委託を受け、そこで全部調整をしないといけない。資料5には、移動支援事業所に派遣と書いてあるが、派遣ではなくその車両に乗せてもらう感じである。派遣だと、看護師一人その事業所に派遣、みたいなイメージになる。利用者と一緒に学校に行ってあげたいということで委託を受けるが、形がよくわからなかった。保険、保障はどうなるのか。あと、単価であるが、全面委託なので、看護師が学校で降りた場合、学校までしか車両に乗れないので、看護師を迎えに行かないといけない、帰って来れない、次の家にも行かないといけないとか、いろんなところで人のやりくりも発生する。訪問看護ステーションの業務の中で受けるので、これは看護師一人だけじゃないところが発生するかもしれないということがある。実証研究なので、こういうことが課題となったということは、年度の課題にして挙げていったらいいかと思っている。車両に関しては、どこかに説明なり委託なりされると思っていたが、そうではなかったので、ヘルプステーションの方に説明に来てもらったが、その辺、近江八幡市はどういうふうにされるのか。ステーションはステーションで委託を受ける、移動支援事業所にはどのような説明をされて、看護師を乗せていただけるのか。

(委員)

あくまで、先ほど申し上げたように、事業の実施主体は県という認識をしており、去年度は県が市に委託したという形であった。今年度は訪問看護ステーションに委託をされるが、その看護師は訪問看護事業の業務としては出せないということだと思うが。

(委員)

訪問看護ステーションの看護師は出さないといけない。車両の中でできない部分は実証研究になる。

(委員)

同じように移動支援事業所を実証研究のために使うということについては、事業所の選定も今アンケートを取っているというのもあり、それを市からお願いをするというよりは、県が主体として、移動支援事業所を見つけ、市と移動支援の契約ができていたので使ってもらおう。市も移動支援事業を使うことについて、費用の持ち出しもあるが了解し、課題の検証についても会議に参加してもらおうという立ち位置である。

(委員)

第三者の看護師が乗るということについてはどうか。

(委員)

実証研究委託事業の中で、保険をかけたりする中で調整をされると思っている。

実証研究の中で、別途保険とかかけられると思う。去年もそういうことは、市町が仮に受ける場合について申し上げた。リスクの話については保障のことも、考えないといけない。研究事業の中でかけられるかどうか確認を、と去年申し上げた。去年できているので、問題ないと、認識している。

(委員)

保険は委託事業の中で対応ということで説明されているし、あくまで移動支援という枠組みの中での対応なので、移動支援事業者で対応されることだと思っている。ただ、言われたように当然、細かい詰めの部分で課題が出てくるかもわからないが、保障部分については前年度と同じような対応の中でやることなので、特別問題はないと考えている。

(委員)

医療的ケアに関しては、委託を受けた中で全部保険に入っている。もし車両事故が起きた場合、利用者も乗っているが、利用者はもともと移動支援事業に則ることが前提で市町と契約していると思う。第三者がそこに乗る場合にどうなのか。去年は移動支援事業所と契約されたので、それを全部ひっくるめての保険だったと思う。取りあえずは自分のところの福祉有償運送の中の、同乗者保険はかけていないが、人身傷害など、自分のところでかけている保険で賄うことになると話をしてきた。

(座長)

そこが曖昧なままで受けるのは問題になると思う。

(委員)

福祉有償運送とか、移動支援事業所にも、これは県の実証事業なので、こういうところで事故があった場合の対応の方法を示した方が、受ける事業所にも説明はつきやすいのではないかと。

(座長)

実施主体として事業委託するのは教育委員会か。看護ステーションへの事業主体はどこか。

(事務局)

県が事業を委託している。事務的作業は教育委員会で行っている。

(座長)

送っていったあとの看護師の問題や事故の問題といったあたりはどのように整理しているか。

(委員)

一般論になるが、移動支援でも訪問介護の同乗でもそうだが、当事者しか乗らないという想定は考えられてないと思う。すでに障害福祉サービスでも同行援護もあり、同じ発想だと思うので、その部分ではカバーされてないということはないと思うが、湖南市と近江八幡市の案件とは違う。近江八幡市は移動支援事業に乗っている事業なので、移動支援事業の中に同乗者への対応があるはず。そこは確認しなければいけないが、湖南市で実施されるのは、福祉有償の方に保険の部分に乗っているということになる。細かいところまで今申し上げられないが、基本的にはそういうことと思う。保険が抜けているということはないようにしないとダメだと思う。

(委員)

その辺も、どういうケースが考えられて、どういうふうに対応するというのを、こういうところに盛り込んでいかないと残らない。反省とか課題としてあがってくると思うが。

(委員)

研究会議というよりは、個々の中で少しずつ明確にしておく必要があると思うので、具体的な案件の中で提示していけばいいと思う。

(座長)

研究とはいえ、後につながってくるための実証研究で、いろんなとこに課題があるというのは、ある程度分かっている、去年どうだった、そこをどう解決しているのか、去年の課題との間の中でどうなのか。

(委員)

具体的に抜け落ちないようにはしないといけない。今日もこういう議論があったので、これで万全を期していくということになると思う。

(座長)

今のままでは、何を議論したらいいのか。具体的に昨年度の問題の中で、どう整理し、どう進めていくのか、昨年度のここは解決し、今年はどこを、去年との違いを出していきながらやっていくというところが、今の説明だけでは分からない。

(委員)

去年のやり方だけでは、ということだったので、私たちができる事としては、先ほど委員が言われたように、各市町と調整しながら、このやり方が他の市町、今は近江八幡市と湖南市しか名前は出ていないが、例えば、県の北の方であるいは他の地域でできるかとか、広げていくための条件を一步進めたというのが障害福祉課としての認識である。

(座長)

進んだというのが、どう捉えたらいいのか分からないが。進んでないと言っているのではなく、こういうところでこう進めていて、今後に向けて、今年の実証研究はこういうことをして、今進めているということの説明があると分かりやすいのだが。そのあたりが我々も何をここで聞いたらいいいのか分からない。

(委員)

市町の移動支援事業を活用していくことについて、一つの条件の仕方、あり方というのは、去年より明確になっていると思う。去年は基本的には、移動支援事業の活用について、全面的に難しいという話もあったが、移動支援事業を活用する道を探っているというのが今年。移動支援事業を活用すれば、条件が付くがレスパイト的な事については他の市町でもやっていけるような部分が、今年の近江八幡市の実証研究の中で見えるのではないかと考えている。

(委員)

昨年度は県から市に事業委託をされて、市から移動支援事業所に再委託し、移動支援事業所が訪問看護ステーションの看護師を雇用するという形で事業を運営しているということ。今年は訪問看護ステーションに県が事業委託するというので、委員が言われたような問題があり、そこをどう整理するか。

(委員)

移動支援事業所もあくまで委託事業で、どの市町も基本的に一定基準を設けて事業実施をしている訳であるから、無保険の状況でサービスを提供している訳ではないので、当然交通事故に対する補償はかけてもらっている、福祉有償サービスについては分からないが。その部分がさらにハイリスクとなっていて、それ以上に保険をかける必要があるということであれば、委託事業

費に上乗せするなり、安全を求めるための保険をかけていく必要があると思う。それは事業所が決まった上で委託費用の中から保険料の捻出をするのか、今の移動支援事業の保険の範囲で十分問題がないのか、すり合わせをすることになると思う。

(委員)

訪問看護ステーションに委託をされる時に、移動支援事業所をどこが探すのか、車両もセットとっていた。移動支援事業所を探すのは、市で探すのか、県で探すのか、その辺どうなのか。たまたまうちは全部一緒になっていたのだから、非常にスムーズだったと思う。湖南省も手を挙げられた移動支援事業所があったのか。

(委員)

近江八幡市では、移動支援事業所を市では探していない。

(委員)

結果的には県で探した。

(委員)

車はどうなるのか。

(委員)

アンケートを取って、基本的に可能という回答のあったいくつかの事業所をお願いしている。大変恐縮な事だが、移動支援事業所と訪問看護ステーションの協力が得られる地域から始めるというのが基本的なスタンスである。その条件として移動支援事業所の方では車の問題があるということだったので、先に説明したように、民間助成で車両の整備を応援してくださっている財団があるので、相談に行ったところである。医療的ケアを推進するという意味で、今回のレスパイト、通学の問題の他にも入浴の送迎の問題とか、課題になっているという話もあったので、色々な協力を得られる移動支援事業所を応援していけるように、民間助成を働きかけている。まだ確定したわけではないが、基本的に移動支援事業所をターゲットにして、医療的ケアの必要な人が移動支援を利用いただけるような条件整備をするというのを一つやっている。

(座長)

今回近江八幡市で依頼している移動支援事業所については、今その車両はないという話なのか。ないからその車を出してくれるんだったら、という話なのか。

(事務局)

移動支援事業所には車はあり、その車を使ってされるのだが、今後より一層、医療的ケアの方の移動支援を進めていく上で、古い車であったり、もう一台あったらもっと広範囲でできるといった回答がアンケートでもあったので、民間の団体に、今でも特別養護老人ホームとかにも車の寄贈をされているが、プラス移動支援事業所にとお願いして、それによってしていただける事業所が増えればということで進めていっているということである。

(座長)

近江八幡市の話とは関係ないことか、関係あることなのか。

(委員)

全く関係ない訳ではない、と言うのは、車があればと言うことで希望される事業所は少なくなく、県内各地に移動支援に関心を持っておられる方は多い。ただ、実際に助成いただいても移動支援に使われなかった、全く一般的な送迎に使われるだけではないいけないので、県で移動支援、特に医療的ケアの子どもへの移動支援に協力いただける、事業としてやっていこうという意欲のある

事業所を探しているところである。訪問看護ステーション協議会にもお願いに行ってるが、その時にも、条件を整えばできるんじゃないかという意見もいただいているので、条件整備の一環として、より実施可能性の高いところの移動支援事業所を支援する方法はないかという考え方である。

(座長)

今回の支援を条件にして引き受けてもらったと捉えたらいいのか。

(委員)

それだけではない。さらに支援してよりしっかりやってもらえるようにとすることである。現実、既存車両でできないことはないが、安全面とか車の広さとか、事業者がこういう条件を整えればもっと安全に運行ができるとか送迎がしやすいとか、そういったことをクリアできないかと考えている。ただ、まだ正式な決定をいただいている訳でも車両が納車されている訳でもないので、車種をどうしていくかといった問題もあるが、基本は、今現在でもできるけれども、しっかりと広げていける、あるいは安定してやっていけるような条件を作るということ。

(座長)

例えば、訪問看護ステーションへの事業委託が可能というところで、どこか移動支援事業所で頼めるところはないか、という探し方をしていかないと、なかなか見つかりにくいと考えたらいいのか。というのは、今後広めていくのに、まず訪問看護ステーションでやってもらえるところに手を挙げてもらって、**資料4**で言えば21事業所は条件によっては可能と、その中でも特に車の問題、人手の問題と二つあるが、車の問題があるところにいろんな形で、今回手を付けることができる、進めていっていることはすごくありがたいと思っている。これは実証研究だが、今後実際にどう進めたらいいのかという問題の一つとして、訪問看護ステーションで受けるところがあったら、移動支援事業所の条件整備をしていくと、進んでいく可能性があるかと捉えたらいいのか。

(委員)

今言われたようなことになると思う。本当はそれぞれ市町の条件、それから移動支援の条件、訪問看護ステーションの条件、家族の条件もあるが、その4つが成り立つのなら上手くいくが、訪問看護ステーションなどの協力が得られないようなところであれば、それは成り立ちにくいと言える。

(座長)

今回の訪問看護ステーションへの事業委託の方法としてはどういうふうにしたのか、今3か所と言われたが。

(事務局)

2か所である。先ほど説明させていただいたように、これまでの研究会議でも、看護師なら誰でもできるというのではなく、なかなか難しい部分があるという意見も聞いていたし、訪問看護ステーション連絡協議会にもお邪魔し、話を伺っていると、やはり同じように普段から看ている看護師であれば対応できるが、初めてで状態があまり分からない子どもの場合は、なかなか対応が難しいという意見も聞いていた。だから対象となる子どもが普段利用している、利用したことがあるとか、特別支援学校の校外学習等で医療的ケアを必要とする子どもの引率に付き添ったことがあるとか、比較的慣れておられ、十分にそういったところの知見をお持ちの訪問看護ステーションにこちらからお願いをさせていただいたということである。

(座長)

2か所くらいしかなかったということで捉えたらいいのか。

(事務局)

今回、湖南省市、近江八幡市で協力いただけるということを伺ったので、そちらのお子さんについてということである。

(座長)

ちょっと分からないのだが。湖南省の進行状況はどうなのか。近江八幡市は別の要綱を作ったという話だが。

(事務局)

湖南省では移動支援事業を使わないので、湖南省の要綱を変えるといったことは必要ないと聞いている。

(座長)

湖南省は、場所が湖南省というだけで、有償運送は県の委託なのか。

(委員)

福祉有償運送をしているのは、うちに併設しているヘルプステーションである。委託は訪問看護ステーションだけ。移動支援事業所のように、有償運送の方にも説明、依頼があると思っていたが。説明だけはお願ひしたいと言って、県から責任者に説明してもらった。有償運送と移動支援の使い方がよく分からないが、やっているのはヘルプステーションである。

(座長)

構造がよく分からないが、一方は移動支援で、福祉有償運送は契約なし、訪問看護ステーションだけに委託するとそれでいいのか、よく分かっている方がおられたら教えていただきたい。

(委員)

たまたま同じ法人の事業所に訪問看護ステーションとヘルプステーションと福祉有償運送があったというだけで、これが仮に外部の有償運送の事業所を利用された場合に、どのようにされるかというだけの話だと思うのだが。有償運送についても当然枠組みというものがあるわけでその枠組みの中で、学校まで往復されるので、そこはクリアできると思う。

(委員)

道路運送法に基づいて運輸局が登録する形で、市のいろいろな状況があるので、市の運営協議会でそのことが認められる。医療的なケアとか福祉的な移動支援の課題のある方に対して、障害者だけでなく高齢者も含めて、そういった方に対して法的に認められた形でやっていただくのに福祉有償運送制度があるので、それがたまたま湖南省の事業所が今回使われるというだけなので、もちろん登録は必要だが。

(座長)

湖南省が福祉有償運送協議会の方にあげていかないといけない。というのはもともと福祉有償運送は会員を対象にしてやっており、4つの区分けがあって、協議会が認めているのかどうかということも含めてどうなっているのか、その辺の仕組みはどうなっているのか。

(委員)

湖南省の場合は他にも福祉有償運送があり、認められてそこはもうすでにクリアされているのではないかと。

(委員)

事業所、当事者が会員として入っているか入っていないか分からないが、入っていないと使えないしこれから入れば使える。

(委員)

湖南省のケースは、湖南省の福祉が間に入っている。近江八幡市と同じように湖南省の福祉の方にまず話をさせてもらい、移動支援事業とかいろいろ調整をしていく中で、行き着いたのが福祉有償という形であった。

(座長)

元々福祉有償運送の利用を、今回の実証研究で見ていこうとした訳ではないのか。

(委員)

まずは、移動支援事業で考えていったが、いろんな事情があつて結果的に福祉有償の話があり、それでやってみるといふ形で事業を広げていった。

(座長)

対象者が3名という事だが、対象の方の絞り込みとかは、配慮しているのか。

(事務局)

対象者を絞り込むということではなく、協力いただける市に在住している対象の方が3名であったということである。

(座長)

どうやって3名の方を選ばれたのか。

(事務局)

協力いただける市に住んでおられる、特別支援学校に在籍している方で、行き帰り共に保護者の方が送迎していただいている方である。

(座長)

その学校の保護者は、今回の事業を知っておられて、手を挙げられた方か。

(委員)

もともと近江八幡市で対象になるお子さんは2人、湖南省には1人しかおられない。10人いる中から2人選んだとかいう訳ではない。

(座長)

先に市が決まったということか。そこに2人おられたから2人、湖南省は1人おられたから1人、たして3人。医療的ケアの問題に違いがあつて、ということではなく、まず市が受けるところから始まったということか。

(委員)

そうである。まず事業をすることを優先。結果的にお子さんの状況はずいぶん違うが。

(座長)

もし分かればその辺はどうか。

(委員)

個人情報であり、ここではお伝えできない。

(座長)

個人情報に入るのか。

(委員)

1人であるから、特定される。

(委員)

医療の状況は、去年とはだいぶ違うということは明らかだと思うがどうか。

(委員)

そうである。

(委員)

去年課題になっていた重い医療的ケアだけれど、準備できているということ。

(座長)

そのあたりどこまで明らかにしてもらえるものなのか。

(委員)

課題には挙げないといけない。

(委員)

まとめでは、どこの誰ということを示せる形で上げられるだろうと思う。

(委員)

日常的に利用されているということで、保護者の同意や日常での医師の指示書があると思うが、今回、移動に関しても特別に指示書を書いてもらうとか、その上で緊急の場合の対応についても書かれているとかスムーズにいきそうかといったあたりが少し気になるがどうか。

(委員)

指示書は県からの様式で、保護者が主治医の方にお問い合わせの時に、こちらからも車中でこういうことが起こったらどうするかということを示すことも書いて頂きたいということを一筆添えて主治医の方にお問い合わせした。

(委員)

こちらから提示していかないと、元々の様式でとなると、その部分が抜けてしまうところがあるが、今後検討していく課題でもあると思う。

(座長)

やってからの課題とやる前に分かっている課題は、きちっと捉えて、やる前に課題としてできることは最低限やっておかないといろいろと困ると思う。今回は、病院等との契約はどうなっているのか。

(事務局)

この事業用の指示書を主治医に書いていただく。緊急時は原則救急車対応ということで、その場合に、保護者が希望する搬送先もお伺いし、そういうところも書面でいただいている。搬送先が主治医と違う場合は、そちらの医療機関等へ、また地域の医師会等々とも事前に打合せ等が必要であるが、現状では、緊急時と普段の主治医の方が同じであると保護者から伺っている。

(委員)

昨年度は、看護師が移動支援事業所と雇用契約を結ぶ、そこは看護師個人で自分の仕事外の時間を使うことの難しさがあったと思う。今回、訪問看護ステーションに委託することでそこをクリアしたと読み取ってよいか。

(事務局)

昨年度、受けていただいた訪問看護ステーションからも、今言われたように直接委託を受けた

方がその責任性もはっきりするとか、人手の問題も調整しやすいということは聞いていた。また安全面も考慮し、直接訪問看護ステーションへの委託という形も選択肢に加えた。

(座長)

前回出ていた課題は、今回どのあたりを実験の中で含めていく考えだったのか。例えば複数乗車の問題もあったが。

(事務局)

複数乗車については、今回の実証で考えていない。昨年度や前回の研究会議では、事業の組立てのところで多くの意見をいただいた。先ほどの委託の在り方、市町への委託だけではなく、訪問看護ステーションに直接委託する形の方がよいというような意見、看護師は高い手技をお持ちで、障害のあるお子さんの医療的ケアに慣れておられる方に乘っていただく必要があるという意見など伺っていたかと思っている。

(委員)

今年度は、訪問看護ステーションに委託をされて進める、次年度の方向性を見据えて今年実証検証するところであると思うが、どう見据えていったらいいのかということをお聞きしたい。何年かやってみてどういう形がいいのかということとか、全面的に全部、訪問看護ステーションに委託をしていくのかということとか。可能性としては、なかなか難しいところがあると思うが、今年やってみて、まだ結果は出ていないが、少し見据えていかないとと思っている。

(座長)

実証実験をどのくらい先を見据えてやるのか、というあたりが関わってくるけれども、その辺は何か考え方を持っているのか。何年くらい実証実験を続けて、これを基にして何か次の新たな事業に結び付けていくような方向性を持っているのか。実験が終わらないと実際にはどこから手をつけたらいいのか、なかなか分からないと思うが、どのくらいのスパンで考え、次につなげていこうと考えているのか。

(事務局)

今のところ、まだこの先というのはない。

(座長)

来年どうなるかわからないという考えか。それとも来年度まで3年間は、何か出てきた課題について、もう少し次に進めていこうとするのか。それとも、5年くらいやろうと思っているのか。実際に参加いただく近江八幡市とか、実際にされていて、そこも含めて今年の実験がどう結びついているのかというのは、皆さん興味のあるところと思うがいかがか。

来年度の予算はどうなっているのか。

(事務局)

予算は、今財政当局と協議をしている最中で、どうなるか申し上げられる段階になっていない。

(座長)

事務局としては是非続けてもう1年やっっていこうという方向性で進めていると考えてよいのか。

(事務局)

まだこの研究は、そんなに簡単に、2年で終わるものではないと思っている。

(委員)

訪問看護ステーションの確保も非常に大きな課題だと思うが、移動支援事業所、あるいは福祉有償事業所の確保も相当大変と思っている。と言うのは、県社協が中心になってやっている、縁

の創造実践センターで、制度の横出しの小委員会というのがあり、そこは要医療の方の入浴を支援しようということで立ち上がっている。昨年度は成人期を中心に、生活介護事業所に通っておられる方の事業所に訪問入浴車を持ち込んで、そこでお風呂に入って帰っていただくというやり方を実施し、その時も課題になったが、時間内に終わらないと送迎ができないので、生活介護事業所の時間内に入浴を終えないと送迎ができないという課題がある。今年度は学齢期の身体が大きくなかなか家庭で入浴できない方にも入っていただくということで、枠を拡げた。その時も、学校に訪問入浴は持ち込めないで、縁の関連の高齢者施設のお風呂を借りて、そこで学校の帰りに入って、家に帰っていただくということで実際に始まったが、やっぱり送迎がネック。看護師はそこに行ってもらって、入浴の支援を看護師がやる、介護士もついて入浴はやれるが、結局誰がその近くの高齢者施設まで学校から送り、家庭まで送るのかというところがネックになり、結果的にそこは自家送迎、やっぱり家族がその場所まで送り迎えをするという形になっている。やはり送迎の部分は、看護師確保と同時に非常に大きな課題だということと、それから地域によっては、移動支援事業所、有償事業の事業所、数にかなり格差がある。全県展開をしていく時に、恐らくその格差が弊害になるところが出てくると思う。そういう意味では、その辺の社会資源の状況がどうなっているのかということも押さえて進めた方がよいと思う。

(委員)

この民間助成で移動支援事業所の車両支援をしようという視点の中には、県社協を通じた助成ということで、おそらく、医療的ケアの通学支援のための移動支援を、ということもあるが、今の縁の入浴の件も、そういう事業所には協力をいただくということを条件のひとつに入れてある。だからその移動支援事業所にそういった、いわゆる医療的ケアの必要な方の移動全体、通学に関わらず、そういう部分で担っていただけるような事業所を地域に、できれば全県的に拡がっていただけるようにという取り組みを考えていこうと思っている。ただ移動支援の他にも、実際、訪問看護師が全体的に不足している状態があるので、看護師が様々なサービスで必要とされている中、この会議で出たように、例えば介護職で医療的ケアができる方を増やそうという取り組みもやっているが、そのあたりをどうしていくか、幅広く、波及してくる問題がある。移動支援以外に福祉有償運送の話が出ていたが、例えば民間のタクシーの会社でもしてもらえるのかもわからないし、もっと幅広く公共交通機関はどうかという問題もあり、障害福祉サービスで移動が給付になるかは難しそうだが、そういうところに波及してくるので、今回の通学支援の実証研究の中で、そういった将来の展望も押さえながらやっていかなければと思っている。

(座長)

今のヘルパーの話もそうだが、今回そういうことも入るのかと思って期待をしていた。

(委員)

まだその介護職員でということは、コンセンサスをなかなか得られないのではないかと考えている。

(委員)

その将来的な展望のところ、移動支援事業所が少ないと言われていたのを見据えて、バスの確保とか車の確保というのは、別枠で考えるということを見据えないと、介護職は全然人手が増えていないし、福祉有償運送も毎日誰が運転出すかやりくりが大変。移動支援事業もそうだが、前にもあったように運転手ではないので、お風呂の介助もしながら運転もしているという、介護士の現状もありながら安全な通学に使っていくというのは、方向性としては難しいのではないかと思います。

うので、この実証検証はあるけども、その先にはもう少し違う方向性を見据えてっていうことがあってほしいと思う。

(委員)

市町でも移動支援事業のニーズは複数あり、実際の事業費も増えているし、委託先の事業所数も増えている。ただいろんな障害特性もあり、知的障害の方や精神の方であればセダンの車両でいいので、比較的出やすいのだが、身体の方になると、乗る車椅子など車両のことも含めて、なかなか踏み切れない。一方で障害については移動支援があるが、2025年の問題を考えると、市町からしたらやっぱり高齢者の方が課題があり、介護職の数が決まっている状況の中で取り合いをしても意味がないので、福祉有償運送は障害者に限定していないので、むしろ地域によっては移動支援事業が盛んな市町もあるかもしれないが、高齢者分野で福祉有償運送の施策とかがあればそこを拡げてもらうという選択肢はありだと思う。あくまで実証研究なので、移動支援ありきではなくて、いろんな移動形態を実証し、数がまずは足りないと思うので、続けてもらうためにいろんなバリエーションでやっぱり医療的ケアの重い方も、医療的ケアする職種の人もどうなのか、移動支援以外のことも含めていろんな部分の組み合わせの中で、どこかひとつがすべて担えばいけるという状況ではなく、やっぱり調和と調整と協力だと思うので、そういった部分で少しずつ検証を積み重ねていく。当然急いでおられる状況は解るが、そこがないとなかなか、最後に言いたくはないけれど財源の問題が出てくると思うので、そこもクリアしておかないと継続するという点に関してはものすごく大きなハードルがあると思う。

(座長)

そのあたり、またどこかで議論をしていかないと思うが、我々わからないところたくさんあるので、またご意見いただきたいと思う。

だいたいどのくらいの期間でどのくらいの回数になるのか。

(事務局)

年度末までの間に1人だいたい10回実施する。

(座長)

実際にはいつごろから始まることになるのか。

(事務局)

日程については、今後調整していただくことになる。

(座長)

時期が時期だけに、去年も実際になかなか使えなかったという話もあったのではなかったか。

(事務局)

昨年度40回の計画については、40回送迎はしていただいた。

(座長)

全員40回か。

(事務局)

1人10回で、中には8回という方もおられた。4人で40回という形であった。

(座長)

今回は1人減って、10回減っているということか。

(事務局)

他にも進めている地域もあるので、今後は分からないが、今確定しているのは3人。

(座長)

遅くなれば遅くなるほど進みにくくなるが、だいたいどこら辺を目途に、もう今年中にはだいたいどっちか決着付くということか。

(事務局)

本人の了解が取れてから事業所に当たっていく予定。

(座長)

訪問看護ステーションはまだこれからということか。

(事務局)

今、市がその保護者の方に当たっておられるところである。

(座長)

決まらなかったら可能性が無いかもわからないということか。訪問看護ステーションも移動支援事業所も決まらなかったら。

(事務局)

そこはもう、早くしたいと思っている。保護者の了解が取れていれば、早くしたいと思っているが、まだそこが決まっていない。

(座長)

できるだけ早い時期になんとかお願いしたい。

では、これで議題については終わらせていただく。

以上